

里親相談員設置要綱

(設置)

第1条 本市の里親制度の活用及び普及啓発を図るため、横須賀市里親相談員を置く。

(横須賀市里親相談員)

第2条 横須賀市里親相談員（以下「相談員」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、市長の認定を受けている里親（以下単に「里親」という。）であること。

(2) 児童福祉全般について理解があり、健康で人格識見高く、社会的信望が厚いこと。

(3) 里親制度に対する熱意を有していること。

(4) 児童の養育経験が豊富であり、原則として現に児童を養育していること。

2 相談員の定数は、2人とする。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 相談員は、再任されることができる。

(相談員の心構え)

第3条 相談員は、次に掲げる事項に留意し、次条の職務を遂行しなければならない。

(1) 常に公正に対処すること。

(2) 個人の人格を尊重すること。

(3) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(職務)

第4条 相談員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 里親会等を通して里親相互の連携を図るとともに、里親からの各種相談に応じること。

(2) 現に児童を養育している里親を随時訪問し、養育の指導、助言等を行うとともに、当該里親の家庭が地域において孤立しないように援助すること。

(3) 児童の養育を委託していない里親を随時訪問し、本市における児童の養育の委託状況等を情報提供すること。

(4) 町内会、自治会その他地域団体と積極的に交流し、里親制度の普及及び

啓発を行うことにより、新たに里親となる者を増やすこと。

2 相談員は、前項の職務を行うときは、身分証明書（第1号様式）を携帯しなければならない。

（報告）

第5条 相談員は、毎月の活動状況を記載した里親相談員活動報告書（第2号様式）を、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

（解職）

第6条 市長は、相談員が次のいずれかに該当したときは、横須賀市児童相談所長の意見を聴いた上で、当該相談員を解職することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）相談員にふさわしくない非行があったとき。

（3）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（辞任）

第7条 辞任しようとする相談員は、辞任届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（指導等）

第8条 市長は、相談員の職務について企画及び調整を行うとともに、当該職務の遂行について必要な指導及び助言を行うものとする。

（その他の事項）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 2 項関係）

		第	号
身 分 証 明 書			
写 真			住 所
			氏 名
			有効期限
上記の者は、横須賀市里親相談員であることを証します。			
年 月 日 交 付			
横須賀市長			印

備考 写真は、縦 2.8センチメートル、横 2.3センチメートルとする。
(48×80)

第 2 号様式（第 5 条関係）

里親相談員活動報告書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所 届出者 氏名	
年 月における活動状況を次のとおり報告します。	
日	活 動 内 容

第 3 号様式（第 7 条関係）

辞 任 届

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
届出者 住所 氏名	
辞退年月日	
理 由	
(事務処理欄)	